

飼養衛生管理指導等指針の変更案の概要

消費・安全局動物衛生課
令和3年6月23日

- 1 都道府県は、家畜所有者による埋却地の確保が困難な場合のセーフティネット（焼却施設との事前協定締結、移動式レンダ装置の活用準備等）を家畜所有者と共同して対応することを追記。
[第一章-IV-2-((B))- (3)]
- 2 都道府県は、埋却地等の確保及び周辺住民の理解醸成に向けた取組を指導することを追記。
[第一章-IV-2-((B))- (3)、第二章-II-(3)]
- 3 埋却地の確保や指導計画の見直しに当たって、地域協議会等の活用を追記。[第一章-V-(2)]
- 4 家きんの所有者等が毎年行う措置として、飼養衛生管理基準の遵守に関する一斉点検を追記。[第一章-V-(3)]
- 5 国及び都道府県はクロスコンプライアンス導入を推進することを新設。[第一章-V-(10)]
- 6 命令違反時は、都道府県が原則公表することを追記。
[第二章-III-(3)]